

## 蒲郡市定期予防接種実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種（以下「予防接種」という。）を市が実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「実施医療機関」とは、国内の医療機関であって、次に掲げるいずれかのものをいう。

- (1) 一般社団法人蒲郡市医師会（以下「医師会」という。）の会員である医師で予防接種を実施することを承諾したものの属する医療機関
- (2) 愛知県広域予防接種事業により予防接種を実施する医療機関
- (3) 予防接種を希望する者が虐待、DV等の理由により他の市区町村に居住している場合に、蒲郡市から依頼を受けた当該他の市区町村の医療機関
- (4) 予防接種を実施する他の市区町村の医療機関で前各号以外のもの（以下「契約外の医療機関」という。）

### (実施方法)

第3条 予防接種は、この要綱のほか、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等予防接種に関する法令、通知及び事務連絡等により実施するものとする。

### (対象者)

第4条 予防接種の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 予防接種の実施日において、蒲郡市の住民基本台帳に登録のある者で、政令第1条の3に定めるもの
- (2) 無戸籍、被災等の理由により蒲郡市の住民基本台帳に登録のない者で、蒲郡市内に居住しているもの
- (3) 虐待、DV等の理由により他市町村から依頼のあった者

### (接種費用の負担)

第5条 予防接種にかかる費用（以下「接種費用」という。）は、市の負担とする。ただし、蒲郡市予防接種事業に関する一部負担金徴収規則（平成26年規則第5

2号)に規定する予防接種(以下「一部負担金を徴収する予防接種」という。)については、一部負担金を徴収する。

2 前項ただし書に規定する一部負担金の支払方法は、実施医療機関の窓口で支払うものとする。

(接種単価)

第6条 接種費用の単価(消費税及び地方消費税を含む。)は、市と医師会との間で締結する予防接種委託契約で定めるものとする。

(予防接種の実施場所及び方法)

第7条 予防接種は、実施医療機関での個別接種により実施するものとする。

2 病院又は高齢者施設等の施設(以下「施設」という。)に入院し、又は入所している対象者で、予防接種を希望する場合、当該施設の長に希望の申出をし、その指示により実施するものとする。

3 対象者が他の市区町村の施設に入院し、又は入所している場合において、対象者から予防接種を希望している旨の申出があったときは、蒲郡市から当該施設の属する市区町村長に予防接種を依頼するものとする。なお、詳細については、蒲郡市、依頼先の市区町村及び当該施設の話合いによるものとする。

(予診票)

第8条 市長は、対象者に予診票を交付するものとする。

2 前項の規定により予診票の交付を受けた対象者及びその保護者は、予防接種に同意する旨を予診票の各自署欄に記載して、当該医療機関に提出しなければならない。

(予防接種済証の交付)

第9条 実施医療機関は、被接種者に予防接種済証を交付するものとする。ただし、予防接種済証の交付に代えて母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載することができる。

(市内医療機関の委託料の請求及び支払)

第10条 第2条第1号の医療機関において対象者が予防接種を行った場合には、医師会は、個別予防接種業務委託契約に基づき市長に委託料を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合には、内容を審査し、適当であることを確認したときは、これを支払うものとする。

(愛知県内広域化対象医療機関の委託料の請求及び支払)

第11条 第2条第2号の医療機関において対象者が予防接種を行った場合には、愛知県国民健康保険団体連合会は、愛知県広域予防接種事業委託契約に基づき委託料を請求し、市長は内容を審査し、適当であることを確認したときは、これを支払うものとする。

(償還払)

第12条 市長は、対象者が次に掲げる事由により、契約外の医療機関で予防接種を行った場合において、当該接種費用の償還払をすることができる。

- (1) 母親の里帰り出産等で他市町村に一時的に滞在している場合
- (2) 両親の離婚調停中等の理由により、他市町村に事実上居住している場合
- (3) 委託外医療機関で継続的な治療又は経過観察をうけている場合
- (4) その他市長がやむを得ない特別な理由があると認める場合

(償還払の額)

第13条 償還払の額は、前条で規定する契約外の医療機関で接種した予防接種の支払額(一部負担金を徴収する予防接種の場合は、一部負担金を除いた額)とする。ただし、当該予防接種を行った年度において、市が医師会と締結した個別予防接種業務委託契約の接種単価(一部負担金を徴収する予防接種の場合は、委託契約の接種単価から一部負担金を除いた額)を上限とする。

(償還払の申請)

第14条 償還払を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、予防接種助成金申請書兼請求書(別記様式。以下「請求書」という。)を、接種日から1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、予防接種に要した費用を証明する書類を添えなければならない。

(償還払の方法)

第15条 市長は、前条の規定に基づく申請を適正と認めた時には、申請者が指定する口座に振り込むものとする。

(償還額の返還)

第16条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為等により償還払を受けた者に対し、償還した額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第17条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年10月15日から適用する。

（蒲郡市インフルエンザ予防接種事業実施要綱の廃止）

- 2 蒲郡市インフルエンザ予防接種事業実施要綱（平成25年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市定期予防接種実施要綱の規定による別記様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月19日から施行する。